

基監発第0630001号

平成15年6月30日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 公 印 省 略 )

「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」  
の周知について

標記指針については、平成15年5月23日付け基発第0523004号において、「賃金不払残業総合対策要綱」の一環として策定し、労働時間の管理の適正化と賃金不払残業の解消のために労使が取り組むべき事項を示したところである。

貴職におかれては、賃金不払残業の解消に向けて、集団指導、説明会はもとより、各種の会議の場等の活用を含め、あらゆる機会を通じて、事業主、使用者団体、労働組合等幅広く労使関係者に対する周知に努めるとともに、監督指導の際にも、事業場の実情を踏まえ、その周知を図られたい。

なお、今般、標記指針の周知用リーフレットを作成、送付したので、周知に際して活用されたい。